

特別定額給付金の申請はお済みですか？

特別定額給付金の申請には期限があり、期限を過ぎると受給できません。
お手元に申請書がある方は早めの申請をお願いします。申請書が届いていない方はお問い合わせください。



申請期限

令和2年 8月17日(月) ※当日消印有効

**給付金詐欺に
ご注意ください！**

村や国、県が以下を行うことは**絶対にありません！**

- 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- 受給にあたり、手数料の振込を求めること
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

お問い合わせ：恩納村特別定額給付金事業対策班 ☎961-0430

村営住宅の家賃の減免・徴収猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や離職等により収入が著しく減少し、家賃の支払いにお困りの世帯を対象に、家賃の減免・徴収の猶予が受けられる場合があります。

ご相談を受付いたしますので建設課管理係（団地担当）へお問い合わせください。

減免対象になる可能性がある方

1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、お勤め先や自営の会社等の経営環境悪化により事業活動が縮小し休業等を行った結果、収入が減少された方（解雇、退職、倒産、休業、営業停止、売り上げの減少等）

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止策による、小学校等の臨時休校等に伴う家族の方の休暇取得より、収入が減少された方。

※収入が減少したことが確認できるものを提出する必要があります。（退職証明書、給与明細書等）

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

お問い合わせ：建設課 管理係（団地担当） ☎966-1203

上水道基本料金の免除について

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対策として、水道を利用している世帯及び事業所等の経済的負担を軽減するため、上水道の基本料金を一定期間免除いたします。

対象 恩納村と給水契約を結んでいる上水道使用者（申請は不要）

免除期間 令和2年7月（請求分）～令和2年12月（請求分）

基本料金×6か月間

免除される1か月分の基本料金

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75～100mm	150mm
基本料金 税込み	924円	1,507円	2,079円	2,398円	4,829円	7,997円	18,150円	70,125円

お問い合わせ：上下水道課 ☎966-1198